

広島県水道広域連合企業団管理規程第11号

広島県水道広域連合企業団の執務時間を定める規程を次のように定める。

令和4年12月1日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団の執務時間を定める規程

(執務時間)

第1条 広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）の執務時間は、広島県水道広域連合企業団の休日を定める条例（令和4年広島県水道広域連合企業団条例第4号）第2条第1項に規定する企業団の休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(執務時間の特例)

第2条 前条の規定は、企業団の執務時間以外の時間に執務を行う企業団の機関があることを妨げるものではない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。